第三十七期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　千円

流動資産　二三七、六七九
固定資産　二、九八四、三二三
有形固定資産　二、七六九、〇五六
無形固定資産　八二七
投資その他の資産　二一四、四四〇
合計　三、二二二、〇〇二

負債及び純資産の部　　千円

流動負債　二八七、〇二三
固定負債　一、〇二八、三〇四
株主資本　一、九〇六、六七五
資本金　三〇〇、〇〇〇
利益剰余金　一、六一二、五七五
利益準備金　三九、二六八
その他利益剰余金　一、五七三、三〇七
（五三、八六六）
（うち当期純利益）　△五、九〇〇
自己株式　三、二二二、〇〇二
合計

第八十一期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　単位・百万円

流動資産　一、五三五
固定資産　二三八
資産の部合計　一、七七三

負債の部

流動負債　一、七五五
固定負債　二二九
純資産の部
株主資本　△二二九
資本金　五〇
利益剰余金　△二七九
利益準備金　一二
その他利益剰余金　△二九二
（うち当期純利益）　（一三二）
評価・換算差額等　一八
その他有価証券評価差額金　一八
負債及び純資産の部合計　一、七七三

平成二十三年六月十七日

大阪市北区堂島二丁目四番二七号

株式会社アド電通大阪

代表取締役社長　末廣　俊彦

第五十一期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　単位・千円

流動資産　六、四四八、九四三
固定資産　二、九一六、九三九
資産合計　九、三六五、八八三

負債及び純資産の部

流動負債　四、七九二、〇六八
固定負債　二、三〇七、七八〇
株主資本　一、四六七、八八九
資本金　九六、〇二四
資本剰余金　四九、三七六
資本準備金　一五、〇〇〇
その他資本剰余金　三四、三七六
利益剰余金　一、四六九、八八八
利益準備金　二〇、二五六
その他利益剰余金　一、四四九、六三二
（六五、五〇二）
（うち当期純利益）　△一四七、四〇〇
自己株式　七九八、一四五
評価・換算差額等　七九八、一四五
その他有価証券評価差額金　九、三六五、八八三
負債及び純資産合計　九、三六五、八八三

平成二十三年六月二十日

大阪府大阪市中央区安土町一丁目五番一号

昭栄薬品株式会社

代表取締役　鐵野磨輝男

第六十五期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　　単位・千円

流動資産　五六、八二七
固定資産　二六、二九四
有形固定資産　三、三八二
無形固定資産　一九九
投資その他の資産　二二、七一二
合計　八三、一二一

負債及び純資産の部

流動負債　一、二七六
固定負債　六八八
株主資本　八一、一五六
資本金　一〇、〇〇〇
利益剰余金　七一、一五六
利益準備金　二、五〇〇
その他利益剰余金　六八、六五六
（一〇、一八五）
（うち当期純損失）　八三、一二一
合計

平成二十三年六月二十日

広島市中区鉄砲町四番六号

株式会社ヒロセン

代表取締役　猪原　敏夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市中央二丁目一四七番地、最後の住所栃木県那須烏山市宮原一一八番地　被相続人　亡　三森　政陸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

宇都宮市桜四丁目一番二八号タカノハシビル二〇一号　相続財産管理人　竹澤　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市箕郷町富岡一三五八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　永井　俊三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

田中善信法律事務所

相続財産管理人　木村　仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊九三番地六、最後の住所埼玉県上尾市大字西門前四九七番地三　被相続人　亡　永澤　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目七番六号武笠ビルⅡ四階金野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金野　俊男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市横渚七七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川名　重嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

事務所千葉市中央区本千葉町二番一三号

福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区長崎四丁目二五番地六、最後の住所東京都豊島区長崎四丁目三七番三号　被相続人　亡　河野　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西小松川町六番、最後の住所東京都江戸川区松江七丁目一五番一四号　被相続人　亡　大崎　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十日

東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗